京都市告示第147号

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する空家等管理活用支援法人を指定しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月30日

京都市長 松井孝治

空家等管理活用支援法人指定

法人の名称 又は称号	住所	事務所又は 営業所の所在地	指定年月日	指定期間
公益社団法人京	京都市上京区中	同左	令和6年	令和6年4月30
都府宅地建物取	立売通室町西入		4月30日	日から令和11年
引業協会	三丁目453番			3月31日まで
	地3			
一般社団法人京	京都市中京区烏	同左	令和6年	令和6年4月30
都府不動産コン	丸通蛸薬師上ル		4月30日	日から令和11年
サルティング協	七観音町637			3月31日まで
会	番地			
特定非営利活動	京都市中京区新	同左	令和6年	令和6年4月30
法人京町家再生	町通錦小路上る		4月30日	日から令和11年
研究会	百足屋町384			3月31日まで
	番地			
公益社団法人全	東京都千代田区	(京都府本部)	令和6年	令和6年4月30
日本不動産協会	紀尾井町3番	京都市中京区柳	4月30日	日から令和11年
	30号全日会館	馬場通三条下ル		3月31日まで
		槌屋町98番地		
		2全日京都会館		
公益財団法人日	東京都千代田区	(京都府支部)	令和6年	令和6年4月30
本賃貸住宅管理	丸の内一丁目7	京都市下京区四	4月30日	日から令和11年
協会	番12号	条通新町東入月		3月31日まで
		鉾町62番地		

(都市計画局住宅室住宅政策課)